

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2232 国史跡伊賀国分寺跡環境整備事業	会計	01	一般会計
		款	10	教育費
		項	05	社会教育費
基本 施策	36 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	目	02	文化財保護費
		細目	434	文化財保存経費
行革大綱の重点事項番号		7	細々目	52 国史跡伊賀国分寺跡環境整備事業
担当部課	コード	450400	担当者 氏名	松田久司
	名称	教育委員会 生涯学習課		
			連絡先	22 - 9679 (内線) 3830

**事務事業の概要(Plan)**

【全体事業計画】	
対象(誰を、何を)	国史跡伊賀国分寺跡の遺構 ※対象件数
成果(どうする)	史跡内の雑草、雑木を整備することで、基壇の高まりや礎石の抜き取り跡等、遺構の伽藍配置が明らかとなり、文化財としての価値が顕在化し、多くの利用者が訪れる場となる。史跡の景観、見通しが良くなり、利用者及び周辺住民の安全を確保することができる。
根拠法令・要綱等	文化財保護法
開始年度	平成 22 年度
終了年度	平成 23 年度
関連事業	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡内の見廻り看視</li> <li>・史跡内の草刈</li> <li>・枯木及びゴミ等の除去</li> </ul>

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	民間委託等
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
	見廻り実施回数	回	0	104	104	104

成果指標

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値			
				H21	H22	H23	H24
	草刈実施面積	草刈面積/対象面積58020×2	%	50	100	100	100

【投入コスト】

投入コスト	H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)		1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	
Aの 財源 内訳	国庫支出金	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	1,492	
	県支出金	0	0	0	0	0	0	
	地方債							
	その他	0	0	0	0	0	0	
	一般財源	374	374	374	374	374	374	
事業投入人件費(B)		0.1人 720						
フルコスト(A)+(B)		2,586	2,586	2,586	2,586	2,586	2,586	

**【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】**  
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？  
 年2回の周遊路内側・北接住宅付近の草刈業務委託を実施していたが、不十分であり、草の繁茂により伽藍配置が不明瞭な期間が増えていた。周遊路外側も草の繁茂により史跡内外の見通しが悪化、それに伴う不法投棄等、対応が望まれていた。  
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)  
 昨年度は緊急雇用促進事業により、周遊路外側の草刈を実施することができた。今後、史跡全体を年間を通して整備することで、閉ざされた空間から見通しの良い開かれた空間となり、史跡を訪れる人に潤いと憩いの場を提供していく。  
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？  
 年間を通じた管理について要望が寄せられている。  
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？  
 史跡内に繁茂する草木を整備したり見廻り看視したりする事業であり、休止・廃止は無い。

**【事前評価】** 該当項目に○をつけてください。

必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		【特記事項】
	個人(力)だけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
有効性	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		○ 文化財保護法百十八条のにより管理が義務付けられている。
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
効率性	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		【根拠】 ○ 史跡を訪れることで、文化や歴史を身近に感じたり、関心興味を持ったりすることができる。
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
【根拠】	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業		【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
【根拠】	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		○ 史跡の環境整備事業のため対象は遺構であるが、遺構が整備されるだけでなく、多くの人々が安心感を持って史跡を訪れ活用されることを成果とする設定は妥当である。
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。		
【根拠】	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。		【具体的内容】 指定文化財管理費国庫補助の場合、補助額は面積により上限が定められる。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。		
【根拠】	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。		【根拠】 伊賀市が管理団体であり、受益者負担を求める事業ではない。
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。		
【根拠】	受益と負担の公平性が考慮されている。		【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。		
【比較検討結果】	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。		【事業名及び削減される一般財源額】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。		
【根拠】	コストに見合った効果が見込める。		【いつごろ】
	将来的に民間等への移管が可能である。		

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
楨田ちえみ	環境整備を行うことで、文化財として市民へ史跡を広く周知し、地域の資源を守り未来へと引き継ぐことが大切です。